

予 防 接種名	対 象 年 齢 (接種開始年齢)	接 種 間 隔
ヒブ（インフルエンザ菌b型）ワクチン	生後2か月から7か月に至るまで	4 回 <ul style="list-style-type: none"> ・初回：27日（医師が必要と認めた場合は20日）以上の間隔をおいて3回 ※標準的には27日から56日までの間隔をおいて3回 ※初回2回目及び3回目の接種は1歳に至るまでに行い、1歳を超えた場合は行わない。 (追加接種は実施可能) ・追加：初回接種終了後7か月以上の間隔をおいて1回 ※標準的には初回接種（3回目）終了後、7か月から13か月までの間隔をおいて1回 ※初回接種を終了せずに1歳を超えた場合は、初回接種に係る最後の注射終了後27日（医師が必要と認めた場合は20日）以上の間隔をおいて1回
	生後7か月に至った日の翌日から1歳に至るまで	3 回 <ul style="list-style-type: none"> ・初回：27日（医師が必要と認めた場合は20日）以上の間隔をおいて2回 ※標準的には27日から56日までの間隔をおいて2回 ※初回2回目の接種は1歳に至るまでに行い、1歳を超えた場合は行わない。 (追加接種は実施可能) ・追加：初回接種終了後7か月以上の間隔をおいて1回 ※標準的には初回接種（2回目）終了後、7か月から13か月までの間隔をおいて1回 ※初回接種を終了せずに1歳を超えた場合は、初回接種に係る最後の注射終了後27日（医師が必要と認めた場合は20日）以上の間隔をおいて1回
	1歳に至った日の翌日から5歳に至るまで	1 回
小児用肺炎球菌ワクチン	生後2か月から7か月に至るまで	4 回 <ul style="list-style-type: none"> ・初回：2歳に至るまでの間に27日以上の間隔をおいて3回 ※標準的には1歳までに27日以上の間隔をおいて3回 ※初回2回目の接種は1歳に至るまでに行い、1歳を超えた場合は3回目の接種は行わない。 (追加接種は実施可能) ※初回3回目の接種は2歳に至るまでに行い、2歳を超えた場合は行わない。 (追加接種は実施可能) ・追加：初回接種終了後60日以上の間隔をおいて1歳に至った日以降において1回 ※標準的には初回接種（3回目）終了後、60日以上の間隔をおいて1歳から1歳3か月に至るまでに1回
	生後7か月に至った日の翌日から1歳に至るまで	3 回 <ul style="list-style-type: none"> ・初回：2歳に至るまでの間に27日以上の間隔をおいて2回 ※標準的には1歳までに27日以上の間隔をおいて2回 ※初回2回目の接種は2歳に至るまでに行い、2歳を超えた場合は行わない。 (追加接種は実施可能) ・追加：初回接種終了後、60日以上の間隔をおいて1歳に至った日以降に1回
	1歳に至った日の翌日から2歳に至るまで	2 回 <ul style="list-style-type: none"> ・60日以上の間隔をおいて2回
	2歳に至った日の翌日から5歳に至るまで	1 回
子宮頸がん予防ワクチン	12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子（標準的な接種年齢：13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間）	サーバリックス 1か月以上の間隔をおいて2回接種した後、1回目の接種から5か月以上、かつ2回目の接種から2か月半以上の間隔をおいて3回目を接種 ※標準的には1か月の間隔をおいて2回接種した後、1回目の接種から6か月の間隔をおいて3回目を接種
		ガーダシル 1か月以上の間隔をおいて2回接種した後、2回目の接種から3か月以上の間隔をおいて3回目を接種 ※標準的には2か月の間隔をおいて2回接種した後、1回目の接種から6か月の間隔をおいて3回目を接種

※子宮頸がん予防ワクチンの接種を希望される方は宇治田原町 健康児童課（保健センター）までご連絡ください。

【接種方法】BCG以外は医療機関での個別接種となります。事前に診療時間内に連絡し、日時を予約してください。

町外の医療機関での接種を希望される方は接種前に健康児童課（保健センター）までご連絡ください。

【費用】 無料（ただし接種回数間違い等で任意接種となった場合の費用は実費です。）

◆お問い合わせ先：宇治田原町 健康児童課（保健センター） 電話：0774-88-6636